

令和2年東郷町教育委員会3月定例会	
日時	令和2年3月23日(月) 午後1時30分 開会 午後2時10分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 近藤 万友美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 学校教育課長 坂野 丈就 指 導 主 事 佐藤 尚武 生涯学習課長 都築 英 給食センター所長 水野 美門
会議録作成職員	学校教育課長 坂野 丈就
会議録署名委員	石川教育長 石田委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 3月校長会について(学校教育課) (2) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第12号 東郷町社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について(生涯学習課) 議案第13号 東郷町学校給食における地産地消を通じた食育推進事業実施要綱の一部改正について(給食センター) 議案第14号 スクールソーシャルワーカーの任命について(学校教育課) 議案第15号 スクールソーシャルワーカーの任命について(学校教育課) 議案第16号 ハートフル東郷指導員の任命について(学校教育課) 議案第17号 学校歯科医の委嘱について(学校教育課) 議案第18号 学校薬剤師の委嘱について(学校教育課) 議案第19号 東郷町社会教育委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第20号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第21号 教育委員会奨励賞について(学校教育課) 議案第22号 令和元年度一般会計補正予算(第8号)について(学校教育課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、3 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>3 月 12 日（木）に行われました 3 月町内校長会議の報告です。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染症対策としての依頼事項への協力のお礼を申しました。</p> <p>また、今後小学校の卒業式を控えているので、再度対応策の協力依頼をしました。</p> <p>4 依頼事項の</p> <p>(1) 補助教材の保護者負担軽減は、何回か校長会で依頼している内容ですが、4 月以降の補助教材の購入には今の現状を考え、特に保護者負担に考慮して行ってほしいと依頼しました。</p> <p>5 その他の</p> <p>(3) 危機管理は最悪を想定しての内容として、自分は大丈夫との考えが一番危険・自分に都合の悪いことは考えない習慣の危険性を伝え、「非常時等のマニュアル」の見直しを依頼しました。</p> <p>(4) 不登校児童生徒に「自己否定感」を持たせない指導に努めてほしいと依頼しました。</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症対策は、日々の感染拡大状況によって変わっていくので、今後の小学校の卒業式も同様に、苦渋の決断をする場合もあることを伝えました。</p>
教育長	<p>次に、3 月 10 日（火）に行われました 3 月愛日地方教育事務協議会の報告です。</p> <p>1 協議会岡島会長挨拶は、短時間で終わるために無しとなりました。</p> <p>2 協議事項の</p> <p>(4) その他で、新型コロナ対策で休校になったが未修学が無いように注意と今後対応が続く場合は、長期休業中で対応等を含め協議会で共通認識を図る。との話がありました。</p> <p>4 その他の</p> <p>(1) 教育事務所からの依頼・連絡事項では、所長から、大量退職時にじっくり管理職を育てることが難しくなっている。第二課長から、スクールロイヤーを尾張教育事務所に配置する。運用方法は未定との話がありました。人事係から、</p>

	内示は3月16日(月)、新聞発表は3月30日(月)との話がありました。
教育長	教育長からの報告は以上です。 質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
指導主事	(1) 3月19日(木)に、新型コロナウイルス感染対策を施した上で、町内すべての小学校で卒業式を行いました。練習が不十分な中での実施となりましたが、それぞれの学校の実情に応じた取り組み方により、心温まる卒業式となりました。 (2) 通知表の受け渡しと学校に置いてあった荷物の受け取りを、中学校は、3月19日(木)から24日(火)までの3日間で、小学校は23日(月)、24日(火)の2日間でそれぞれ行っております。小学校につきましては、保護者同伴または保護者で対応していただいております。 (3) 諸輪小学校では、2月に外部講師をお招きしての出前授業を行いました。1回目は、ホテルシェフによる諸輪産イチゴを使ってのアイスクリーム作りを、2回目は、ラーメン屋によるラーメンとギョーザづくりを、それぞれ体験しました。どちらも、身近な食材を使っての体験となり、子どもたちにはとても好評だったとのことでした。 (4) 2月の在校時間調査の結果、80時間超えは14名でした。これは、昨年度同時期の調査結果と比べると、8名の減少となりました。
学校教育課長	(2) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料1ページをご覧ください。 令和2年2月16日から3月15日の間で、音貝小学校で1名、高嶺小学校で1名、兵庫小学校で2名の認定を行いました。結果、現在の認定の状況は202名となっています。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第12号 東郷町社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	資料2ページをご覧ください。 東郷町社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について、東郷町社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものです。 説明として、この案を提出するのは、令和2年度から、社会教育指導員が特別職の職員で非常勤の者から会計年度任用職員となるため必要があるからで

	<p>す。</p> <p>資料 5 ページをご覧ください。</p> <p>1 改正理由として、令和 2 年度から、社会教育指導員が特別職の職員で非常勤の者から会計年度任用職員となるため必要があるからです。</p> <p>2 改正内容として、</p> <p>(1) 第 4 条関係で、指導員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とし、任期は任用を開始した日の属する会計年度内において 1 年以内とすること</p> <p>(3) 第 6 条関係で、指導員の勤務時間、休暇等については、東郷町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例によること</p> <p>(4) 第 7 条関係で、「指導員の給与及び費用弁償の支給については、東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によること</p> <p>などです。</p> <p>施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日です。</p> <p>この案を提出するのは、教育委員会の承認を求める必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 12 号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 12 号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 12 号については可決します。</p> <p>次に、議案第 13 号 東郷町学校給食における地産地消を通じた食育推進事業実施要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
給食センター	<p>資料 6 ページをご覧ください。</p> <p>この議案は、東郷町学校給食における地産地消を通じた食育推進事業の実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>資料 10 ページの議案の概要をご覧ください。</p> <p>改正理由として、この案を提出するのは、地産地消の拡大を図るため、必要があるからです。</p> <p>主な改正内容として、2 項目を挙げています。</p> <p>一つ目は、第 3 条関係として、「学校給食に必要な数量を確保する。」という条件を廃止することです。</p> <p>本町が行っている地産地消事業は町内産の農産物及びその農産物を使用した加工品を学校給食の食材として提供する事業ですが、天候、気候などの悪条件により予定していた必要数量が町内産で賄えないことの想定や新規就農者や小規模農家への支援を前提にこの条件を廃止することとしました。</p> <p>二つ目は、その他所要の規定を整備すること、です。</p> <p>こちらは、文言の見直しなどの整備をいたしました。</p>

	施行期日は 令和2年4月1日からです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第13号について審議をお願いします。
委員	地産地消とは、町内産のことを指すのですか。
給食センター	そのとおりです。
委員	対象の農家には、認定証のような証明を出していますか。
給食センター	ありませんが、JAあいち尾東農協と調整し、生産をしていただいています。
委員	今後、町内産であることの証明が必要になると思われるため、認定制度の導入を検討してください。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第13号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については可決します。 次に、議案第14号及び議案第15号のスクールソーシャルワーカーの任命については、一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第14号の板倉治子さんは平成28年度から、佐藤豊子さんは平成30年度から任命しており、両名とも、勤務態度が良好であり、また教職員、保護者及び児童生徒からの信頼も大変厚いことから、令和2年度も継続して任命するものです。 発令日は令和2年4月1日で、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。 説明として、この案を提出するのは、教育委員会がスクールソーシャルワーカーを任命するため必要があるからです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第14号及び議案第15号について、一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。 議案第14号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第14号については可決します。 次に、議案第15号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第15号については可決します。 次に、議案第16号 ハートフル東郷指導員の任命について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	資料15ページをご覧ください。 現在のハートフル東郷指導員である深谷正勝氏は、令和元年度から任命して

	<p>おり、勤務態度が良好であり、また教職員及び児童生徒からの信頼も大変厚いことから、令和2年度も継続して任命するものです。</p> <p>発令日は令和2年4月1日で、任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、教育委員会がハートフル東郷指導員を任命するため必要があるためです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第16号について審議をお願いします。
委員	年齢制限はありますか。
学校教育課長	会計年度任用職員のため、年齢制限はありません。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第16号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第16号については可決します。</p> <p>次に、議案第17号 学校歯科医の委嘱について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校ごとに学校歯科医を委嘱しております。</p> <p>その方法につきましては、東郷町歯科医師会からの報告を受け決定しておりますが、この度、令和2年度の学校歯科医について、歯科医師会から委嘱する者の変更したい旨の報告がありましたので新たに委嘱するものです。</p> <p>学校名は兵庫小学校、委嘱する者は山本健二さん、前任者は山本光司さんです。</p> <p>委嘱日は、令和2年4月1日です。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき、小中学校に学校歯科医を置くため必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第17号について審議をお願いします。
委員	前任者も後任者も山本さんですが、親族等関係者ですか。
学校教育課長	親族等関係者ではありません。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第17号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第17号については可決します。</p> <p>次に、議案第18号 学校薬剤師の委嘱について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校ごとに薬剤師を委嘱しております。</p> <p>その方法につきましては、東郷町薬剤師会からの報告を受け決定しておりますが、この度、令和2年度の学校薬剤師について、薬剤師会から委嘱する者の変更したい旨の報告がありましたので新たに委嘱するものです。</p>

	<p>学校名は音貝小学校、委嘱する者は鈴木守人さん、前任者は加藤貴子さんです。</p> <p>委嘱日は令和2年4月1日です。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき、小中学校に学校薬剤師を置くため必要があるためです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第18号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第18号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第18号については可決します。</p> <p>次に、議案第19号 東郷町社会教育委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>資料22ページをご覧ください。</p> <p>社会教育委員の職務は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案、研究調査、会議を実施することなどです。</p> <p>現委員の任期満了に伴いまして、新たに委嘱するものです。</p> <p>委嘱する者は、24ページの名簿の全18名です。</p> <p>発令日は、令和2年4月1日、任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。</p> <p>この案を提出するのは、社会教育法第5条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会が委嘱する必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第19号について審議をお願いします。
委員	継続者は何人ですか。
生涯学習課長	継続は5名、新任は13名です。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第19号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第19号については可決します。</p> <p>次に、議案第20号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>資料25ページをご覧ください。</p> <p>スポーツ推進委員の職務は、家族体力つくりの日の活動を含め、町民のスポーツ活動の促進のための組織づくりや町主催スポーツ行事の全般に対して、その実施のために協力、連絡調整、指導助言することなどです。</p> <p>現委員1名の任期途中の退任に伴い、新たに委嘱するものです。</p> <p>委嘱する者は、木村友也さんです。</p>

	<p>発令日は、令和2年4月1日、任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。</p> <p>この案を提出するのは、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第20号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第20号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第20号については可決します。</p> <p>次に、議案第21号 教育委員会奨励賞について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料27ページをご覧ください。</p> <p>室崎恵太郎さんに教育委員会奨励賞を贈るものとする。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第5条の規定に基づき、教育委員会が褒賞するため必要があるためです。</p> <p>資料28ページの奨励賞候補者推薦調書の「奨励賞に該当すると認める事項の詳細」をご覧ください。とおり、数々の賞を受賞されています。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第21号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第21号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第21号については可決します。</p> <p>次に、議案第22号 令和元年度一般会計補正予算（第8号）について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>令和元年度一般会計補正予算（第8号）に対し、下記のとおり意見を述べるものです。</p> <p>予算案に対する意見として、令和元年度一般会計補正予算（第8号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>予算案は別紙のとおりです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからです。</p> <p>資料30ページをご覧ください。</p> <p>この補正は、国が進める「GIGAスクール構想の実現」に向けた整備のうち、町内全小中学校9校の情報通信ネットワーク環境施設整備に係る工事費が</p>

	<p>算出できたことから工事費等177,402千円を令和2年3月議会の最終日（3月24日）に補正予算として計上させていただくものです。</p> <p>補正予算の概要は、始めに歳入について説明します。</p> <p>資料31ページをご覧ください。上から3段目、国庫補助金が 54,215千円、最下段 町債が 小中学校併せて 122,400千円 です。</p> <p>次に歳出について説明します。</p> <p>資料33ページをご覧ください。</p> <p>2項 小学校 1目 学校管理費 13節委託料の下から4段目 設計委託料として4,965千円、その下、監理委託料として3,951千円、さらに2つ下の段、工事請負費として校内LAN整備工事と電源キャビネット整備工事を合わせた 106,728千円を計上させていただきます。</p> <p>次に資料36ページをご覧ください。</p> <p>3項 中学校 1目 学校管理費 13節委託料の下から4段目 設計委託料として3,051千円、その下、監理委託料として2,507千円、さらに2つ下の段、工事請負費として校内LAN整備工事と電源キャビネット整備工事を合わせた 56,200千円を計上させていただきます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第22号について審議をお願いします。
委員	補正予算の結果、町の予算に占める教育費の割合が、どれだけ増減したのか、また前年度と比較してどれだけ増減したのか。それがわかるようにしていただけると、より分かりやすいと思います。
学校教育課長	検討します。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第22号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第22号については可決します。
	3月定例会の日程は、これですべて終了しました。
	これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。